

関西サービックとの団交開催！

12月21日、地本は、14:00より新大阪丸ビルにおいて、(株)関西新幹線サービックとの団体交渉を開催しました。

団交委員は、関西サービックの各事業所から宮内省吾地本組織担当部長、西村泰弘台検副分会長、船出信政台検分会執行委員、(鳥飼事業所)、熊澤守関西地区分会長(第二事業所)、柿本克彦仕業分会執行委員(第一事業所)。サービックからは、鈴木人事勤務課課長、川中人事部勤務課係長、尾浦事業部担当部長、谷岡事業部課長でした。

「発」第5号「勤務変更申請書」に関する申し入れ(2018年10月24日申入)及び「発」第6号「発」5号(勤務変更申請書)への追加の申し入れ(2018年11月19日申入)

《サービック回答》

「発」第5号「勤務変更申請書」に関する申し入れ

1. 「勤務変更申請書」とは、どのようなものか納得する説明をすること。

【回答】

鳥飼事業所において、就業規則第42条第2項に定める「所定の手続き」である。

25日に指定された勤務を変更する場合には、「勤務変更申請書」によって、勤務変更を申請することになっている。

2. 「勤務変更申請書」とは、年次有給休暇の申請とは異なるものである。早急に是正し変更すること。

【回答】

そのような考えはない。

3. もし、就業規則の「所定の手続き」ならば、全事業所でやることになる。なぜ鳥飼事業所のみ取り扱いになるのか、明らかにすること。

【回答】

事業所の規模や要員数等によって、手続きは異なるものもあり、一概に定めるものではない。

以上

「発」第6号「発」5号（勤務変更申請書）への追加の申し入れ

1. 毎月21日以降の年休取得の「所定の手続き」について明らかにすること。

【回答】

鳥飼事業所において、「所定の手続き」とは、「勤務変更申請書」を提出し、承認を受ける手続きであり、これは職場のルールである。

具体的な勤務シフトが決まる前（毎月20日まで）については、「年休申請書」に氏名や年休請求日を記入して申込み、これを踏まえて毎月25日頃までに翌月の勤務シフトが編成されるため、毎月21日以降の年次有給休暇の申請があっても、翌月の勤務シフトの編成においては斟酌されないことになる。

したがって、毎月21日以降の年次有給休暇の申請については、編成された「予定勤務表」（個人の勤務については「勤務指定表」）の変更を伴うため、「勤務変更申請書」によって、「変更を要する日付」と「変更前の勤務シフトの内容」を明らかにして、勤務変更を申請することとしており、長年続けているものである。

2. 年休は代替要員の確保の有無にかかわらず、時季指定はできるものと考えているが、何故「三点セットを書いてもらわないと無理」なのか明らかにすること。

【回答】

時季指定は可能であり、業務上支障がないかを踏まえて時季変更するか判断する。尚、時季指定日の前々日までについては、休暇等申請書は不要であり事業所には指導した。勤務変更申請書については、前項での回答の通りである。

3. 年休取得は法律で認められた労働者（社員・従業員）の権利であり、取得する理由も必要なく時季指定できるものである。年休は会社が与えるとか、承認するというものではないものと考えているが、見解を明らかにすること。

【回答】

年休は、会社が承認するものではないという認識である。尚、時季変更権を行使するかを判断するために理由を聞くことはある。

以上

《主な議論》

勤務変更申請書は年休とは無関係!

組合：「勤務変更申請書」というのは、鳥飼事業所だけか。

サー：そうだ。

組合：それは何故か。

サー：鳥飼事業所の取り扱いだからだ。

組合：就業規則第42条第2項に定める「所定の手続き」であるということだが、就業規則に「勤務変更申請書」という文言はあるか。

サー：文言はない。

組合：それでも、就業規則第42条第2項に定める「所定の手続き」と言えるのか。

サー：回答した通り、「所定の手続き」は、鳥飼事業所においては、「勤務変更申請書」というものを提出し、その勤務変更の承認を得る手続きである。

組合：就業規則とは、全社員が見て理解すべきものである。

サー：そうだ。

組合：「勤務変更申請書」は、鳥飼事業所だけという回答であるが就業規則と関係ないものではないのか。

サー：「発」5号の3番で回答している通り、事業所の規模とか人数によって、例えば10人の規模と100人の事業所では取り扱い手続きは異なる。鳥飼事業所においては第42条第2項がこういったものということ。

組合：どこを読んだら年次有給休暇を申し込んで「勤務変更申請書」となるのか。多田さんが申し込んだのは勤務変更ではない、年休だ。

サー：ですから説明しているのは、一旦25日に発表した勤務を変更する時は、鳥飼のやり方としては、「勤務変更申請書」を出して勤務変更の手続きをする。年休を承認するとかしないとかではなく、そういう手続きの説明をした。

組合：それがおかしい。

サー：おかしいと言うが、そういう扱いをしているということ。全事業所でないからおかしいと言うが、それは事業所の規模、要員が10人、100人と言ったが一概に定めるものではないということ。

組合：就業規則は一概に定めないといけない。多かろうが少なかろうが一緒でないと。

サー：そういう見解なら分かる。

年休の時季指定は口頭で申し込みが可能!

組合：年休を請求するのに「勤務変更申請書」なるものは、まったく関係ない。

サー：「勤務変更申請書」は、勤務を変更する取り扱いをする鳥飼ルールである。

組合：年休を申請するのは、年休簿か口頭でいいのではないか。

サー：年休自体は口頭でもいい。請求は、おっしゃる通りだ。

組合：それに関して言うと、2番の回答の時季指定は可能であるということか。

サー：「発」第6号の2番のところは、年休は代替要員の確保の有無にかかわらず時季指定できるものとする。時季指定は可能である。

本社が鳴戸科長と鳥飼事業所を指導!

組合：ところが、多田さんと鳴戸科長とのやり取りの中で「勤務変更申請書」に書いてもらわないとだめだという話が出た。休暇等申請書も併せて書いてもらわないとだめだという3点セットの話が出た。多田さんが言っているのは、年休を時季指定するだけなんだけど、この回答を見ると時季指定は可能である。尚、時季指定の前々日までには、休暇等申請書は不要であり事業所を指導したとあるが、どういう内容で指導をしたのか。

サー：休暇等申請書は不要である。ここで鳴戸科長はその不要であることを誤解していたので、そこに対してはそうではないと指導した。事業所を指導した。3点セットではないと指導した。前々日までは休暇等申請書は不要である。

組合：3点セットのうち休暇等申請書は不要であり指導されたというが、年休で休みたいと申し込んだ時、その3点を書いてもらわないと受け付けないという話をされた。間違っていたということか。

サー：時季指定ならばそれは要らない。

組合：時季指定だ。

サー：それは、年休が取れるという・・・。

組合：取れようが取れまいが指定した。

組合：相手が見つかったら書いてもらうという申請書類・・・。

サー：そういう扱いにしている。

組合：時季指定に対し、その時受けたとも何とも言っていない。

サー：10月17日の話か。

組合：そうだ。

サー：17日に28日の申込み。

組合：時季指定は代替要員がいたら書いてもらいますということではない。

サー：言葉とすれば管理者の方は、時季指定とかそのことは混在していますが、実際の扱いで書いてもらうのは代替要員が見つかって年休が出ますという時に初めて「書いてください」と、案内する。休暇等申請書が必要であると間違ったことを言ったことは指導した。

組合：17日のやり取りは、間違っていたということか。

サー：3点セットが必要だと間違ったことを言った。

労基法を踏まえて実際にやっているわけではない!

組合：そのあたりが徹底されていない。時季指定なのか。「勤務変更申請書」なのか。

サー：用語で時季指定と言う。別に年休が発給されていなくても時季指定できるということだが、そのことへの理解が足りないかもしれない。時季指定されたらそれイコール年休が入ると。そういう時に時季指定という言葉が慣例として使っているから労基法の定義をもち出されると非常に辛い。そういった法律を踏まえて実際にやっているわけではないので慣習の方は。

「勤務変更申請書」は年休の発給に関係ない!

組合：その申請書を改めるつもりはないか。

サー：ない。

組合：時季指定して管理者が年休を発給する努力をして代替要員が見つかった時、「勤務変更申請書」を書いてくれと言われ書くことを拒否したら年休発給できないのか。

サー：鳥飼事業所では申請書を「書いてください」と言いますが、書かなかつたらイコール年休発給しないということはない。

「勤務変更申請書」はお願いをするもの!

組合：もし、「勤務変更申請書」を書かなかつたら年休を受け付けないのか。

サー：そんなことはない。時季指定するのは労働者の方。

組合：だからまずは（時季指定を）受けたらいいだけ。

サー：おっしゃる通りだ。例えば、体調不良で休む場合には、その日にいないから書けないので管理者が代筆する。

組合：エッ！代筆する？

サー：この「勤務変更申請書」を書かなかつたら年休は出さないのかという質問なら、そんなことはない。「勤務変更申請書」とは、鳥飼にいた方なら体調不良で休む方がいた場合、実際に「勤務変更申請書」を書けない。電話連絡した場合は代筆する。「勤務変更申請書」を書かなかつたら年休が出ないことはない。

組合：休みたいと口頭だけでも良いか。

サー：請求はできる。鳥飼事業所としては、年休が入る場合には「勤務変更申請書」を書いてくださいとお願いはする。

組合：最後に改めて「勤務変更申請書」なるものの廃止を求める。

サー：ご意見が貴側からあったということ。

組合：年休は勤務変更を申請するわけではない。

サー：そういう考えだと。

組合：強く申し入れる。

以 上